



## 令和元年 10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まります

### 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育・事業所内保育）、企業主導型保育事業を利用の場合

- ・3歳から5歳までの利用料が無償化されます。
- ・0歳から2歳までの利用料は、住民税非課税世帯が無償化されます。

私立幼稚園については、月額上限 25,700 円までの利用料が無償化されます。

企業主導型保育事業については、標準的な利用料が無償化されます。

通園送迎費、行事費はこれまでどおり保護者負担となります。

また、3歳から5歳までの給食費についても保護者負担となります。

ただし、年収360万円未満相当の世帯と、全ての世帯の第3子以降は、給食費の一部が免除されます。



### 幼稚園、認定こども園の利用に加え、預かり保育を利用の場合

- ・利用日数に応じて最大月額 11,300 円までの利用料が無償化されます。
- ・無償化の対象となるには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※原則、幼稚園・認定こども園を経由しての申請となります。

※就労等の要件があります。（認可保育所の利用と同等の要件）



### ①認可外保育施設、②一時預かり事業、③病児保育事業、④ファミリー・サポート・センター事業を利用の場合

上記①～④の月額利用料の合計額が、3歳から5歳については 37,000 円を上限に無償化されます。

※0歳から2歳の住民税非課税世帯については、42,000 円を上限に無償化されます。

- ・無償化の対象となるには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※就労等の要件があります。（認可保育所の利用と同等の要件）

給食費等は保護者負担となります。

### 児童発達支援等を利用の場合

- ・児童発達支援等を利用する3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

お問い合わせ：障がい福祉課



※幼稚園及び認定こども園については、満3歳になった日から午前中の教育課程が無償化の対象となります。  
※保育所等、幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等については、平成31年4月1日時点での年齢が対象であり、年度途中で6歳になっても年度末まで無償化の対象となります。

## 多様な居場所の組み合わせの主な例

